

■公的資金補償金免除繰上償還制度を活用しました。

地方公共団体の厳しい財政事情等を踏まえ、国の地方財政対策の臨時特例措置として、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間に限り、行政改革・経営改革の実施等を条件に、地方公共団体に対する国等の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金に係る地方債）の一部について、補償金を免除した繰上償還が認められることとなりました。

これにより高金利の公的資金を返済し、低金利のものへ借り替えを行なうことにより支払利息の軽減ができるようになります。

この制度の適用にあたっては、**公営企業経営健全化計画**を策定し、総務大臣及び財務大臣の承認を得ることが必要となりますが、町では平成 20 年 12 月に両大臣の承認を得ることができました。

用語解説等

繰上償還とは

過去に借入れを行った地方債(借入金)を予定の償還期日より早く返済することを言います。公的資金を繰上償還する場合、従来の制度では、繰上償還時点の元金残額に加え、借入れ当初に設定された利子の残額についても「補償金」として、一定の割引はあるものの、ほぼ全額返済する必要があり、財政効果があまり得られない状況でした。

今回の制度では元金残額のみ返済すれば「補償金(利子残相当額)」の支払が免除となるため、財政効果が得られる内容となっています。

財政効果の見込額は

本町では、繰上償還に要する資金を簡易水道会計会計で賄うことが困難であるため、借換債(銀行等から低い利率の資金を借入れる)を利用し、繰上償還の財源とします。そのため、「当初公的資金で借入れた利率(高金利)」と「銀行等で新たに借入れる利率(低金利)」で生じる差額が財政効果額となります。

公営企業経営健全化計画については、玉東町役場 掲示板にて閲覧できます。